

指定介護老人福祉施設
運営規程

社会福祉法人 すみれ福祉会

特別養護老人ホーム 三木すみれ園

指定介護老人福祉施設 運営規程

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

第1条 この規程は、社会福祉法人すみれ福祉会が設置運営する指定介護老人福祉施設(以下「施設」という。)の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指している。

3 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村等保険者(以下「保険者」という。)、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。

(事業所の名称等)

第2条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 三木すみれ園
- (2) 所在地 兵庫県三木市志染町青山7丁目1-18
- (3) ユニット数 8ユニット
(13人定員×4ユニット=52人、12人定員×4ユニット=48人)

(利用定員)

第3条 施設の利用定員は100名とする。

第2章 職員及び職務内容

(職員の区分及び職務内容)

第4条 施設に次の職員を置く。ただし、指定短期入所生活介護の職員と兼務するものとする。

- (1) 管理者(施設長) 1名
- (2) 生活相談員 2名 以上

- | | |
|-------------|----------|
| (3) 介護職員 | 40名 以上 |
| (4) 看護職員 | 3名 以上 |
| (5) 機能訓練指導員 | 1名 以上 |
| (6) 介護支援専門員 | 1名 |
| (7) 医師 | 1名 (非常勤) |
| (8) 栄養士 | 2名 |
| (9) 事務員 | 1名 以上 |

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。又、効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者に支障がないときは、2以上の職務を兼務することができる。

3 第1項に掲げる職員は、概ね次の各号に定める職務を担当する。

(1) 管理者（施設長）

施設の業務を統括する。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が管理者（施設長）の職務の代行をする。

(2) 生活相談員

利用者の入退所、生活相談及び援助の企画立案、実施に従事する。

(3) 介護職員

利用者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(4) 看護職員

医師の診療補助及び医師の指示を受けて利用者の看護、保健衛生業務に従事する。

(5) 機能訓練指導員

利用者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練及び指導に従事する。

(6) 介護支援専門員

利用者の介護支援に関する業務に従事する。

(7) 医師

利用者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(8) 栄養士又は管理栄養士

給食管理、利用者の栄養指導に従事する。

(9) 事務員

施設の庶務及び会計事務に従事する。

4 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、管理者が別に定める。

第3章 利用者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料

(指定介護老人福祉施設サービスの内容)

第5条 指定介護老人福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 身体介護

1週間に2回以上入浴、清拭を行い排泄には適切な見守り一部介助、全介助を行う。離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。職員以外に介護を行わせない。

(2) 食事の提供

利用者に提供する食事は出来るだけ変化に富み、十分なカロリーと栄養成分を含み且つ調理にあたっては利用者の嗜好を十分に考慮し、消化、吸収の実をあげるように努める。利用者の食事は、自立の支援を目指し、出来るだけ離床して食堂で喫食するように配慮する。

(3) 健康管理

管理者又は医師及び看護職員は常に利用者の健康に留意し、必要に応じて検査等を実施し、適切な措置を講ずると共にその記録を整備しておくものとする。

(4) 機能訓練

利用者の心身の状況を把握し、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。

(5) 相談・援助

常に利用者の心身状況その置かれている環境等の適確な把握に努め、利用者又は家族からの相談に応じると共に、適切な助言、必要な援助を行う。

(6) 社会生活上の便宜の提供等

教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行う。又、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(7) 利用者に関する保険者への通知

指定介護老人福祉施設サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者に通知する。

イ 正当な理由なしに指定介護老人福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

ロ 偽り、その他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(指定介護老人福祉施設の利用料及びその他の費用の額)

第6条 施設の利用料は介護報酬の告示上の額とする。

(1) 自己負担額としては保険より支払われる額を差し引いたものを徴収する。

(2) 食材料費、並びに特別食費を徴収する。

(3) 居室にかかる利用料を徴収する。

(4) 理美容代の使用負担費を徴収する。

- (5) 移送に要する費用を徴収する。
- (6) 嗜好品、その他専ら個人に資する費用については自己負担を徴収する。
- (7) その他。

第4章 運営に関する事項

(入退所)

第7条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。

- 2 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。
- 3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
- 4 施設は、利用申込者の入所に際しては、利用者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 施設は、利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 6 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。
- 7 施設は、利用者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、利用者及び家族の希望、利用者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、利用者の円滑な退所のために援助を行う。
- 8 施設は、利用者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス利用の留意事項)

第8条 利用者が指定介護老人福祉施設サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項を重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(内容、手続きの説明及び同意)

第9条 指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。

(指定介護老人福祉施設サービスの開始及び終了)

第10条 利用者の身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものに対し、指定介護福祉施設サービスを

提供する。

- 2 居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定介護老人福祉施設の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保険医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。

(提供拒否の禁止)

第11条 指定介護老人福祉施設の利用申込がされた場合は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設の提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 通常の事業の実施地域などを勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護老人福祉施設を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適切な他の指定介護老人福祉施設事業者等を紹介し、その他必要な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第13条 指定介護老人福祉施設の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期限を確認する。

- 2 前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、その趣旨及び内容に沿って、指定介護老人福祉施設を提供するよう努める。

(要介護認定等の申請等に係る援助)

第14条 指定介護老人福祉施設のサービス提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 要介護認定等の申請が遅くとも現在の要介護認定等の有効期間が終了する30日前には行われるように、必要な援助を行う。

(入退所の記録の記載)

第15条 施設は、利用に際しては利用の年月日並びに利用している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載する。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第16条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付

する。

(施設サービス計画の作成)

第17条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により利用者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて利用者が現に抱えている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 3 計画担当介護支援専門員は、利用者及び家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定介護福祉施設サービスの目標及びその達成時期、指定介護福祉施設サービスの内容、指定介護福祉施設サービスを提供する上で留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、利用者に対して説明し、同意を得る。
- 4 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、指定介護福祉サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて前2項及び前3項の規程を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(指定介護福祉施設の取扱方針)

第18条 施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況に応じて、処遇を妥当適切に行う。

- 2 サービスの提供は、施設介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従業者はサービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設はサービス提供にあたっては、当該利用者及び他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 施設は自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 6 施設は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(身体介護)

第19条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭を行う。
- 3 施設は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立に

ついて必要な援助を行う。

- 4 施設は、オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に随時取り替える。
- 5 施設は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- 6 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
- 7 施設は、利用者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事の提供)

第20条 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮して、適温に配慮し、適切な時間に提供する。食事時間は次のとおりとする。

- (1) 朝食 午前 8時00分から
- (2) 昼食 午後12時00分から
- (3) 夕食 午後18時00分から

- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。

(相談・援助)

第21条 施設は、常に利用者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第22条 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。

- 2 施設は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。
- 3 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第23条 施設は、利用者に対し、介護計画に基づいてその心身の状態等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第24条 施設の医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 施設の医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載す

る。健康手帳を有しない者についてはこの限りではない。

3 施設は、入院及び治療を必要とする利用者の為に、協力病院、協力歯科医院を定める。

(利用者の入院期間中の取扱い)

第25条 施設は、利用者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、利用者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入所するように努める。

(利用者に関する保険者への通知)

第26条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付して、その旨を保険者に通知する。

(1) 正当な理由なしに指定介護福祉施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽り、その他の不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(勤務態勢の確保等)

第27条 施設は、利用者に適切な指定介護福祉サービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、利用者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。

3 施設は職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保する。

4 施設は、適切な指定介護福祉サービスを提供できるよう、従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を提供しなければならない。

5 前項の規定により、研修の実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

第5章 非常災害対策

(非常災害対策)

第28条 非常災害に備えて避難、救出、夜間想定を含め、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

第6章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

第29条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第30条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の掲示)

第31条 施設は見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第32条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 施設は、福祉サービスを提供している者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ておかなければならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第33条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退所者を紹介することの代償として、金品その他財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第34条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する、国民健康保険団体連合会

が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第35条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努める。

(緊急時等における対応方法)

第36条 施設は、サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合のため、あらかじめ施設の医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法、その他の緊急時における対応方法を定めておくものとする。

2 施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

(非常災害対策・業務継続計画の策定等)

第37条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 利用者は前項の対策に可能な限り協力しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第38条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が施設管理者に報告されるとともに、原因の分析結果に基づき策定した改善案を施設に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故の発生のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録しなければならない。

- 3 施設は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第7章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第39条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と指定短期入所生活介護事業の事業会計とを一体とし、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第40条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待防止に関する事項)

第41条 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果については従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の措置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設の従事者又は養護者(入居者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(法令との関係)

第42条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

(暴力団等の影響の排除)

第43条 施設は、その運営について、暴力団等の支配を受けてはならない。

(その他)

第44条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人すみれ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。